



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

携帯電話会社を装ったショートメール

～詐欺の巧妙な手口～

【事例】

スマホに携帯電話会社から「今月の請求額が高額になっています。ご確認ください」とメールが届き、内容を確認しようとメールを開けて、IDとパスワードなど個人情報を入力した。

しばらくして、携帯電話会社から「通販会社で9万円の買い物が完了した」とメールが届いた。通販会社で購入した覚えはない。

【相談の結果】

これは、携帯電話会社を装った偽のメールでIDとパスワードを盗むことが目的です。さらに、盗んだIDとパスワードを悪用し、通販会社で9万円の買い物をし、その9万円を、スマホの持ち主に支払わせるという詐欺の手口です。

スマホの持ち主は、詐欺に遭ったとはいえ、買い物代金9万円の支払いを免れることはできません。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆携帯電話会社からのメールでIDとパスワードの入力を求められたら、詐欺を疑いましょう。
- ◆送られてくる偽メールや、IDとパスワードの入力する偽のHPは本物そっくりで、見分けがつきにくくなっています。IDやパスワードの入力を求められた場合は、入力する前に、携帯電話会社や相談窓口などに確認しましょう。